

第1回 名寄市総合計画審議会

日時：令和4年4月25日（月）

18時30分～19時30分

場所：名寄市役所 名寄庁舎4階大会議室

1 開 会

石橋総合政策部長より開会。

2 委嘱状交付

令和6年3月31日までの任期で加藤市長より委嘱状交付。

3 市長挨拶

先の市長選で4期目を担わせていただくこととなった。課題の解決を着実に進めていきたいと考えているので、引き続きよろしく申し上げます。

できるだけ多くの市民と対話を重ね、悩みや思い、希望を受け止めて施策に反映したい。

各分野、各団体で活躍されている方をはじめ、各界を代表される皆様からご意見ご提言いただけることを大変ありがたく思っている。委員の皆様には総合計画後期基本計画や総合戦略について審議をお願いするものであり、短期間に集中的に議論いただくこととなる。改めてご協力をよろしくお願いいたします。

4 会長・副会長選出 [資料1]

会長は今井利憲委員。

副会長は結城佳子委員および中館孝彰委員。

5 諮 問

名寄市総合計画(第2次)後期基本計画の策定について [資料2]

加藤市長から今井会長へ諮問。

6 議 事

名寄市総合計画(第2次)後期基本計画の策定方針について [資料3]

事務局より説明。

7 そ の 他

次回審議会について [資料4]

次回審議会は5月31日(火)に開催。議題は地方創生交付金の検証および行政の外部評価を評価。

8 閉 会

今井会長より閉会。

[会議資料]

資料1-1 名寄市総合計画審議会条例

資料1-2 名寄市総合計画審議会条例施行規則

資料2 諮問書 名寄市総合計画(第2次)後期基本計画の策定について

資料3-1 名寄市総合計画(第2次)後期基本計画の策定方針について

資料3-2 名寄市総合計画(第2次)中期基本計画ダイジェスト

資料3-3 総合計画アンケート調査結果

資料4 行政評価事業一覧

資料5 名寄市総合計画審議会委員名簿

参考資料 名寄市総合計画(第2次)

参考資料 名寄市総合計画(第2次)中期基本計画

参考資料 名寄市総合計画(第2次)ダイジェスト

名寄市総合計画審議会条例

平成 29 年 12 月 20 日 条例第 33 号

(設置)

第 1 条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第 1 号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 名寄市総合計画策定審議会条例(平成18年名寄市条例第225号)
 - (2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例(平成19年名寄市条例第28号)

名寄市総合計画審議会条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月19日

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市総合計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例(平成29年名寄市条例第33号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。

2 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。

5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

6 専門部会の会議は、部会長が招集する。

7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第3条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第4条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月15日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月31日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名 政 政 第 16 号
令和 4 年 4 月 25 日

名 寄 市 総 合 計 画 審 議 会 会 長 様

名 寄 市 長 加 藤 剛 士

名 寄 市 総 合 計 画 (第 2 次) 後 期 基 本 計 画 の 策 定 に つ い て (諮 問)

名 寄 市 総 合 計 画 (第 2 次) は 平 成 29 年 度 (2017 年 度) か ら 令 和 8 年 度 (2026 年 度) ま で の 10 カ 年 の 計 画 で あり、「人づくり」・「暮らしづくり」・「元気づくり」の 3 つを基本理念とし、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げるとともに、その実現に向けた 5 つの基本目標を定め、市民と行政が連携しながらまちづくりを進めてきております。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、政策方針を基にした主要施策及び施策間連携により推進する重点プロジェクトに成果指標 (K P I) を定め、数値目標の検証による進捗管理を行うことを可能とした中期基本計画が令和 4 年度をもって終了します。

本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした名寄市自治基本条例 (平成 22 年条例第 1 号) において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定が義務付けられています。

これらのことから、本市が目指すべき基本理念や将来像の実現に向けて、現下の情勢を踏まえた課題へ対応するための、市民と行政が連携した取組の行動指針となる名寄市総合計画 (第 2 次) 後期基本計画の策定にあたり、名寄市総合計画審議会条例 (平成 29 年名寄市条例第 33 号) 第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

名寄市総合計画（第2次）後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

名寄市総合計画（第2次）は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成され、計画期間は平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までの10年間とされています。

「基本計画」と「実施計画」については、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要と市長の政策方針をもとにした具体的な施策を示す必要があるため、市長任期と連動した4年間としています。後期計画については、中期4年間における施策の進捗状況を総合的に点検及び情勢等の変化に伴う課題等を議論し、後期計画に反映することを基本とします。

2 計画策定の基本姿勢**（1）市民参加の促進**

積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と行政との連携・協力によって計画づくりを進める。

（2）社会経済情勢の変化や現下の情勢を踏まえた課題への対応

人口減少・少子高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢の変化を的確に捉えるとともに、新型コロナウイルス感染症、デジタル化・未来技術の進展への対応やSDGs（持続可能な開発目標）の推進など現下の情勢を踏まえた課題に対応できる計画づくりを進める。

（3）基本構想に基づく継続性

名寄市総合計画（第2次）基本構想との整合性はもとより、中期計画の点検と情勢等の変化に伴う検討を基本とし、継続性ある計画づくりを進める。

（4）わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

人口減少の進展などにより、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げることにより、実効性のある計画づくりを進める。

3 策定方法

(1) 市民意見の反映

- ①総合計画審議会（名寄市総合計画審議会条例、同施行規則）
大学教員などの学識経験者、産官学金労言士・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申
- ②関係団体等との意見懇談会
各団体における課題・意見を把握するため、意見交換を実施
- ③市民アンケート（令和3年10月29日から令和3年11月26日実施）
市民ニーズの把握及び市民満足度の変化を把握するため、アンケート調査を実施
- ④パブリックコメント
基本計画等に対する市民意見の募集

(2) 全庁的な検討

全庁的な体制により総合計画案を作成するため、庁議確認を行い進める

(3) 市議会における審議

策定経過を市議会総務文教常任委員会で報告しながら、最終的には後期基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

4 策定スケジュール（予定）

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 令和4年4月 | 後期基本計画策定方針の策定 |
| 4月 | 市長から総合計画審議会へ諮問 |
| 8月 | 総合計画審議会から答申 |
| 9月 | 総合計画（素案）の作成
パブリックコメントの実施 |

上記の過程を経て、市議会へ後期基本計画（案）を提案

総合計画アンケート調査結果

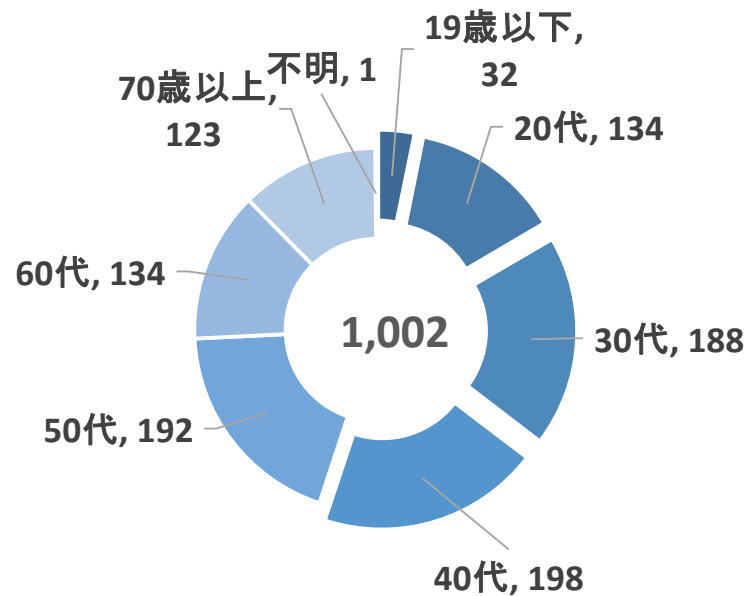
総合政策部総合政策課

1 調査概要

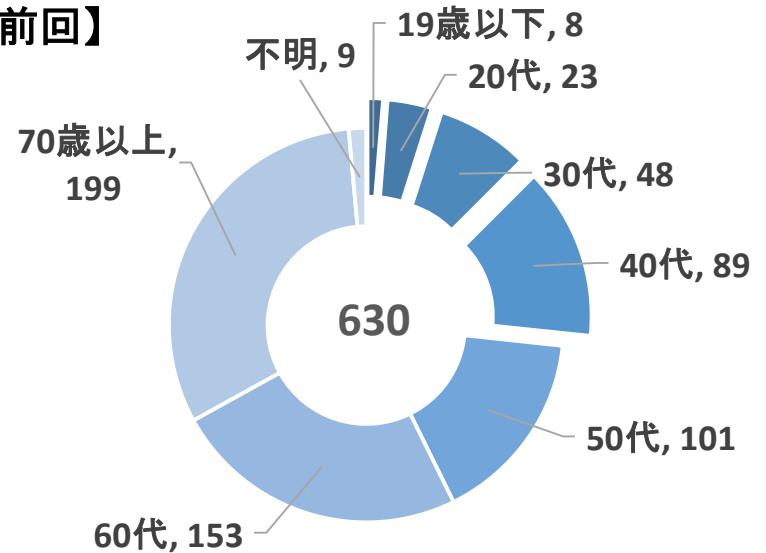
調査目的	後期計画策定に向けて、課題の整理と市民ニーズの把握
調査対象	全戸を対象とし、市広報、市公式LINEなどで周知
回答方法	紙、 <u>Web</u> (これまで回答率の低い傾向にある若い世代への対応)
調査時期	令和3年10月29日から 令和3年11月26日まで実施
回答者数	1,002件 (内訳 紙:140、Web:862)

2 調査結果(回答数)

1,002人回答(紙:140、Web:862)



【前回】



【参考】 中期計画策定時(2,000人抽出、630人回答)

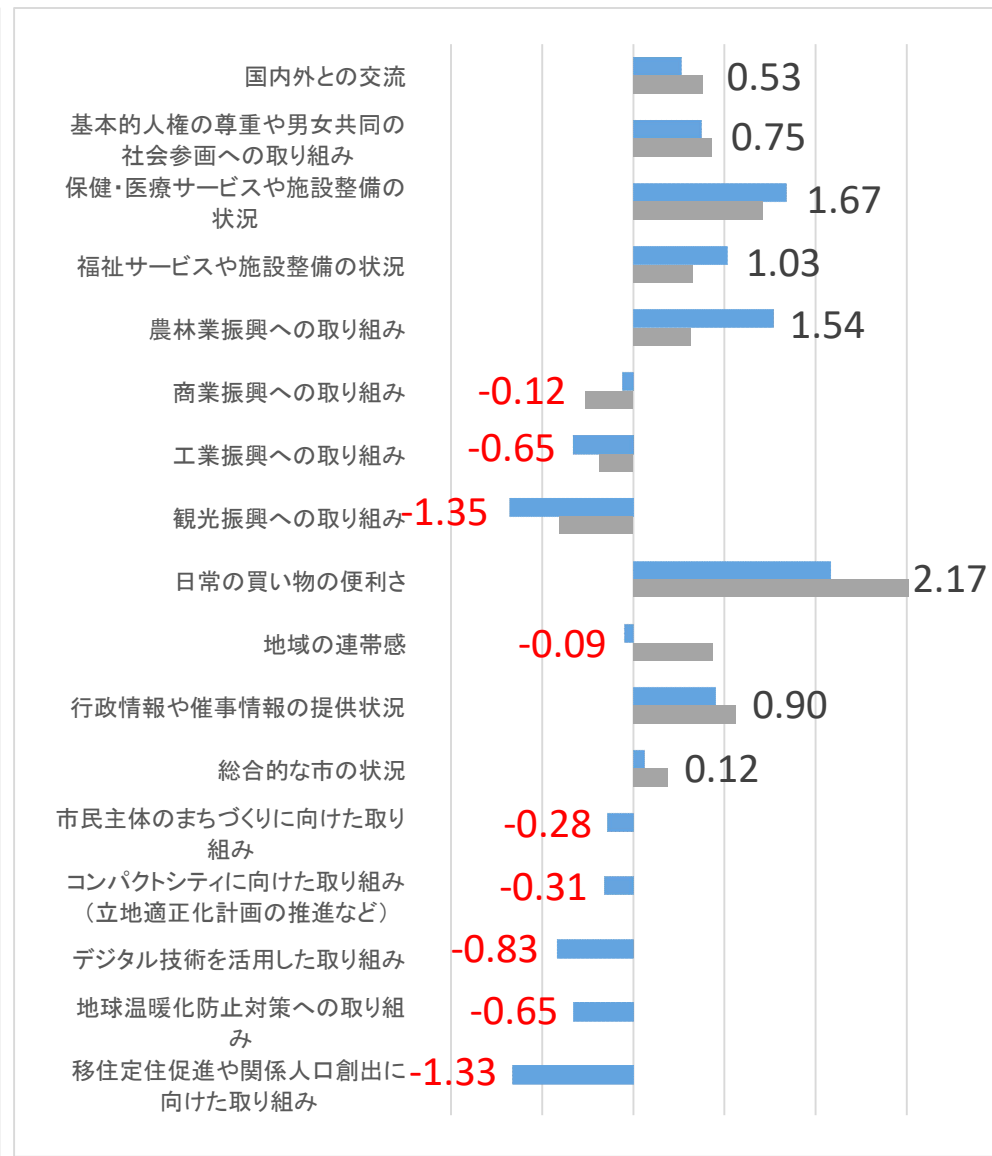
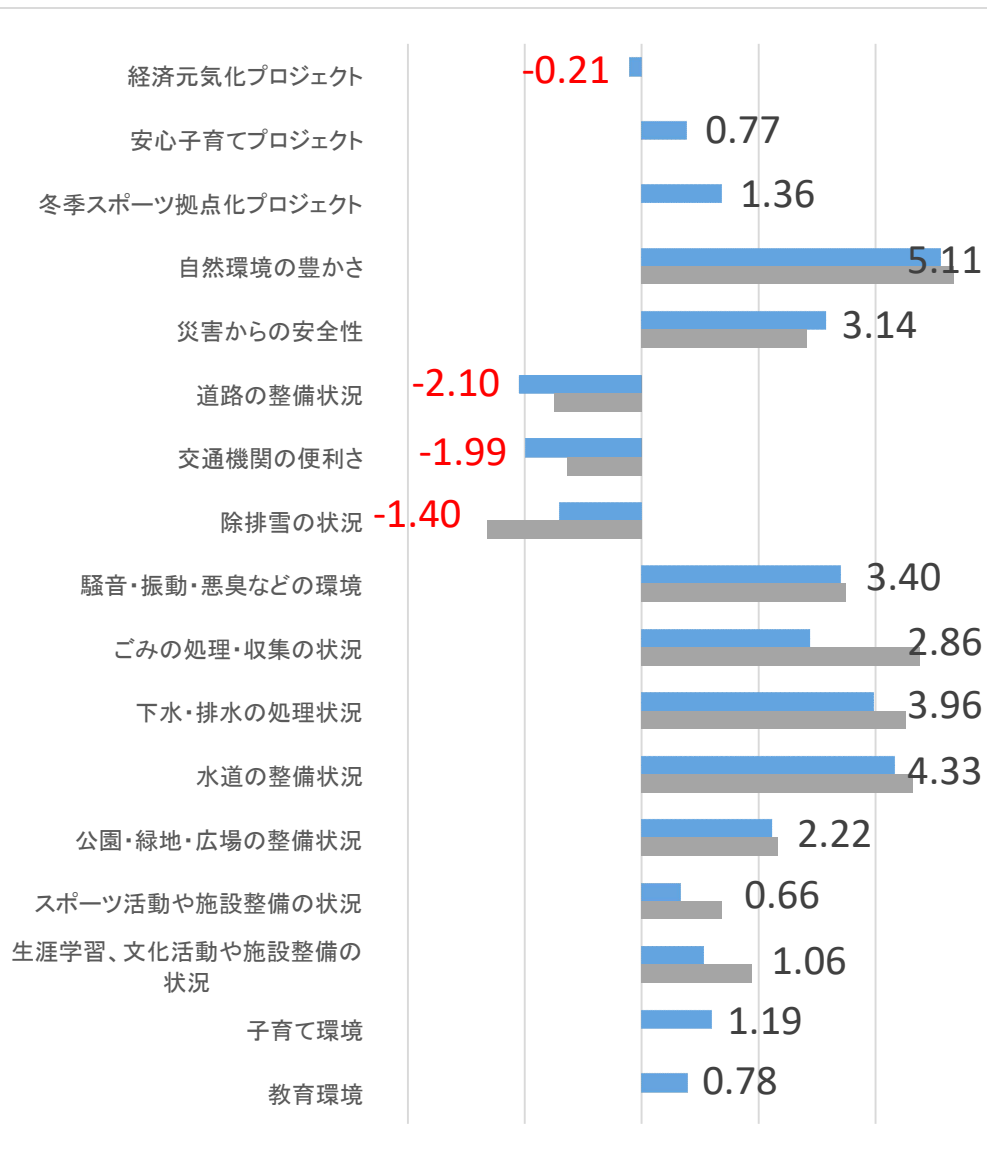
年代	紙	Web	年代	今回調査	前回調査	比較
19歳以下	0	32	19歳以下	3.2%	1.3%	1.9%
20代	3	131	20代	13.4%	3.7%	9.7%
30代	6	182	30代	18.8%	7.6%	11.2%
40代	20	178	40代	19.8%	14.1%	5.7%
50代	12	180	50代	19.2%	16.0%	3.2%
60代	28	106	60代	13.4%	24.3%	-10.9%
70歳以上	71	52	70歳以上	12.3%	31.6%	-19.3%

前回(中期計画策定時)では、50歳以上の回答割合が7割を超えていたが、今回はWebを活用したこともあり、若い世代の回答割合が増加している。

2 調査結果(市民満足度)

A:10点 B:5点 C:0点
D:-5点 E:-10点 での平均

■ 今回調査
■ 前回調査



2 調査結果（市民満足度）

前回から満足度が向上した項目

項目	今回	前回	比較
除排雪の状況	-1.40	-2.64	1.24
農林業へ振興への取り組み	1.54	0.63	0.91
商業振興への取り組み	-0.12	-0.52	0.40
福祉サービスや施設整備の状況	1.03	0.65	0.38
災害からの安全性	3.14	2.83	0.31
保健・医療サービスや施設整備の状況	1.67	1.42	0.25

2 調査結果(市民満足度)

前回から満足度が低下した項目(1/2)

項目	今回	前回	比較
ごみの処理・収集の状況	2.86	4.77	-1.91
地域の連帯感	-0.09	0.87	-0.96
日常の買い物の便利さ	2.17	3.02	-0.85
生涯学習、文化活動や施設整備の状況	1.06	1.88	-0.82
スポーツ活動や施設整備の状況	0.66	1.38	-0.72
交通機関の便利さ	-1.99	-1.28	-0.71
道路の整備状況	-2.10	-1.50	-0.60
下水・排水の処理状況	3.96	4.52	-0.56
観光振興への取り組み	-1.35	-0.81	-0.54
水道の整備状況	4.33	4.65	-0.32

2 調査結果(市民満足度)

前回から満足度が低下した項目(2/2)

項目	今回	前回	比較
工業振興への取り組み	-0.65	-0.37	-0.28
総合的な市の状況	0.12	0.38	-0.26
自然環境の豊かさ	5.11	5.35	-0.24
国内外の交流	0.53	0.76	-0.23
行政情報や催事情報の提供状況	0.90	1.12	-0.22
公園・緑地・広場の整備状況	2.22	2.34	-0.12
基本的人権の尊重や男女共同の社会参画への取り組み	0.75	0.86	-0.11
騒音・振動・悪臭などの環境	3.40	3.50	-0.10

3 調査結果分析

市民満足度が低い分野

①道路・公共交通

前回から除排雪の満足度が向上しているものの、まだ満足度は低い。また、道路の整備状況や交通機関の満足度も低い。

②経済

市内に働ける場所が少ない印象が強く、企業誘致を望む意見と、地域を活性化するために若者の働く場を求める意見が多い。観光や移住に関しては、まだ取組が足りないという意見がある一方で、外に目を向けるより今住んでいる人への取組を重視するべきという意見もあり、2つの側面から満足度が低くなっている。

③デジタル

行政手続や各種支払いなど、これからデジタル化を求める意見があり、現時点での満足度は高くない。

3 調査結果分析

市民意見(自由記述)が多かった分野

①経済

雇用確保や企業、商業施設誘致を望む意見、スキー場や温泉の充実を求める意見が多数。

②道路

道路状況(凸凹)や除排雪に対して不満が多数。

③子育て

重点プロジェクト含め、子育て関連の満足度は低くはないものの、子育て支援に対して更なる支援を求める意見が多数。(中学生まで医療費無料など)

3 調査結果分析

大きく満足度の変化があった項目(±1以上)

①除排雪の状況 +1.24 (−2.64 → −1.40)

満足度はまだ低い状況となっているが、大幅に改善されている。しかし、50代、60代は不満の回答の割合が特に高い。

一方で通学などで徒歩移動の多い19歳以下の満足度は高く、不満と感じている割合は約10%となっている。

②ごみの処理・収集の状況 −1.91 (4.77 → 2.86)

満足度が下がったもののまだ高い状況を維持している。満足度が低下した要因として、回答割合が増加した若い世代は転入者も多く、以前に住んでいたまちと比較し、分別方法や処理方法などに対しての不満が多い傾向にあるため。

事業番号	基本目標	主要施策	主要施策	事業名(個別事業名)	重点	担当部課	担当部	最終実施年度	1次	事業内容	R4 外部対象	R3でC・D	
1	I	1	市民主体のまちづくりの推進	まちづくり推進事業	継続	総合政策課	2 総合政策部	令和4年度	A	個人・団体が取り組む地域活性化に関する特産品の開発研究・イベント開催・人材育成等の一部経費を助成			
3	I	1	市民主体のまちづくりの推進	町内会連合会補助事業	継続	総合政策課	2 総合政策部	令和4年度	A	構成町内会の連携強化や住民福祉の増進を図る「町内会連合会」に対する支援			
4	I	1	市民主体のまちづくりの推進	地域連絡協議会等活动支援事業	継続	総合政策課	2 総合政策部	令和4年度	C	地域連絡協議会が行う町内会単位の枠を超えた取組等に対する支援(運営費、活動費)	○	○	
6	I	1	市民主体のまちづくりの推進	多様な媒体による広報の推進	継続	秘書広報課	2 総合政策部	令和4年度	A	多様な媒体による市政情報の積極的な発信等の検討			
9	I	2	人権尊重と男女共同参画社会の形成	男女共同参画推進事業	継続	環境生活課	3 市民部	令和4年度	A	男女共同参画先進企業や個人・団体への表彰等			
306	I	3	情報化の推進	デジタル外部人材雇用	新規	総務課	1 総務部	令和4年度	A	ICT分野に見応えのある外部人材を雇用し、DX施策を進めるにあたっての協力をいただく	○		
17	I	4	交流活動の推進	名寄市・台湾交流事業	継続	交流推進課	5 経済部	令和4年度	C	「名寄日台親善協会」への運営支援を行うことで、国内外の様々な分野で活躍できる人材の育成、交流人口拡大による地域の活性化等を図る			
18	I	4	交流活動の推進	移住促進事業	経	秘書広報課	2 総合政策部	令和4年度	B	移住促進及び関係人口創出に係る取組		○	
299	I	6	健全な財政運営	市税等キャッシュレス決済・コンビニ収納導入事業	新規	税務課	3 市民部	令和4年度	A	キャッシュレス決済とコンビニ収納を併用する納付方法を採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、滞納者に対する滞納処分に係る経費削減も進めることで、市税等のより一層の財源確保を図る			
287	I	7	効率的な行政運営	庁舎のあり方の検討	継続	総務課	1 総務部	令和4年度	A	行政の拠点である庁舎については老朽化が進んでいるため、災害時における機能確保や分散する庁舎の集約など、今後の庁舎のあり方を検討			
25	II	1	健康の保持増進	健康づくり運動推進事業	継続	保健センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	チャレンジデー・健康まつり負担金、補助金、健康づくり地区組織活動の支援			
26	II	1	健康の保持増進	生活習慣病予防等活動事業	継続	保健センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	健康診査、健康相談、健康教室、健康マイレージ			
27	II	1	健康の保持増進	がん検診事業	継続	保健センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	各種がん検診			
33	II	2	地域医療の充実	地域包括ケアシステムの役割分担	継続	市立病院	8 市立病院	令和4年度	A	市立総合病院は救急を含む急性期、東病院は慢性期、国保診療所はかかりつけ・在宅医療などの役割を担う	○		
278	II	2	地域医療の充実	名寄市開業医誘致助成事業	安	継続	保健センター	4 健康福祉部	令和4年度	D	市内に新たに診療所を開設しようとする者に対し、診療所の開設に要する経費の一部を助成することにより、名寄市の地域医療体制の充実を図り、もって住み慣れたこの地域で市民が安心して適切な医療を受け、健やかに暮らせることに寄与する		○
53	II	4	地域福祉の推進	町内会ネットワーク事業	継続	社会福祉課	4 健康福祉部	令和4年度	A	町内会、老人クラブ、民生委員児童委員等が連携してネットワークを構築し、支援を必要とする方々を地域で支える仕組みづくりを行う、社会福祉協議会の事業に対する補助金			
55	II	4	地域福祉の推進	社会福祉協議会運営事業費補助金	継続	社会福祉課	4 健康福祉部	令和4年度	A	地域福祉の推進を目的に各種事業を実施する社会福祉協議会に対する運営補助金			
297	II	4	循環型社会の形成	ごみ出し支援サービス	新規	環境生活課	3 市民部	令和4年度	A	ごみ出しが困難な方を対象とした、ごみ出し支援サービスの構築	○		
60	II	5	高齢者施策の推進	認知症総合支援事業	継続	地域包括支援センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	今後増加する認知症の人やその家族を、地域や関係機関が支えていける体制づくりを進める施策			
67	II	5	高齢者施策の推進	除雪サービス事業	継続	高齢者支援課	4 健康福祉部	令和4年度	A	除雪困難な高齢者世帯等に対し除雪費用及び屋根雪下ろし費用の一部を助成			
290	II	5	高齢者施策の推進	医療介護連携情報共有ICT構築事業	継続	地域包括支援センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	医療データと介護事業所データを相互活用し、医療・介護・福祉などの支援関係者が随時連携できる情報共有システム、住民参加型ポータル画面の2事業を組み合わせたICTネットワークを構築する			
72	II	6	障がい者福祉の推進	成年後見制度利用支援事業	継続	基幹相談支援センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	成年後見制度の利用が必要な判断能力が十分でない者に対し、成年後見制度の利用を支援し福祉の増進を図る	○		
73	II	6	障がい者福祉の推進	グループホームの設置促進	継続	社会福祉課	4 健康福祉部	令和4年度	A	地域生活に移行する障がい者の居住支援として、グループホームの新築および改修にかかる経費に対する一部助成			
75	II	6	障がい者福祉の推進	基幹相談支援センター事業	継続	基幹相談支援センター	4 健康福祉部	令和4年度	A	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者等の相談支援に関する業務を、ワンストップで総合的・専門的に行なう取組			
84	II	7	国民健康保険	データヘルス計画に基づく特定健診・特定保健指導	継続	市民課	3 市民部	令和4年度	C	対象者へのダイレクトメール・電話・訪問による受診勧奨、健診結果により保健指導を実施			
301	III	2	循環型社会の形成	小型家電等資源化施設整備事業	新規	環境生活課	3 市民部	令和4年度	A	小型家電リサイクルの受付や古紙類置場などの資源化施設として利用している旧名寄市清掃センターの解体跡地に次期一般廃棄物中間処理施設が建設予定であるため、代替施設を整備する			
121	III	8	住宅の整備	名寄市住宅関連計画策定業務	継続	建築課	6 建設水道部	令和4年度	A	各種計画との整合性を図りつつ、住宅事情や住宅ニーズ等に伴う課題を整理し、住宅政策の将来目標や方向性を定める計画を策定			

事業番号	基本目標	主要施策	主要施策	事業名(個別事業名)	重点	担当部課	担当部	最終実施年度	1次	事業内容	R4外部対象	R3でC・D
136	Ⅲ	10	上水道の整備	名寄市水道事業中期経営計画(経営戦略)の推進		継続	業務課	6建設水道部	令和4年度	A	中長期的な経営の基本計画「経営戦略」の策定、推進	
139	Ⅲ	11	下水道・個別排水の整備	公共下水道事業		継続	工務課	6建設水道部	令和4年度	A	管渠・下水処理場機器の整備、更新	
157	Ⅲ	12	道路の整備	道路除排雪事業(排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成・風連市街地区国道及び市道排雪助成)		継続	都市整備課	6建設水道部	令和4年度	B	排雪ダンプ助成などによる各団体への支援	○
161	Ⅲ	13	地域公共交通	宗谷本線維持継続に向けた活動の推進		新規	総合政策課	2総合政策部	令和4年度	A	宗谷本線活性化推進協議会の活動はもとより、宗谷本線の維持継続に向けて沿線自治体や関係機関と連携した活動を行う	
163	Ⅲ	13	地域公共交通	バス路線の維持・確保		継続	総合政策課	2総合政策部	令和4年度	C	バス路線の維持・確保	○
166	Ⅳ	1	農業・農村の振興	国営造成施設管理体制整備促進事業		継続	耕地林務課	5経済部	令和4年度	A	管理体制強化・施設の改修保全・啓蒙普及活動等	
167	Ⅳ	1	農業・農村の振興	道営水利施設整備事業		継続	耕地林務課	5経済部	令和4年度	A	1次整備から40年以上が経過し、経年劣化が進んでいる幹線水路の補修及び改修をし長寿命化対策を図る	
169	Ⅳ	1	農業・農村の振興	市営牧場整備事業		継続	農務課	5経済部	令和4年度	A	市営牧場の機能維持・向上を図るため必要な施設整備	
293	Ⅳ	1	農業・農村の振興	畜産クラスター事業		継続	農務課	5経済部	令和4年度	A	①収益力・生産基盤の強化を図るため、省力化機械の整備による規模拡大の推進 ②作業効率の向上・高品質な自給飼料の利用促進・購入飼料費削減を図るため、TMRセンターの設立支援及び既存TMRセンターの拡充 ③哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減、規模拡大の推進、優良後継牛確保を図るため、哺育・育成センターの設立 ④粗飼料生産に係る作業の分業化による労働負担軽減、草地更新率向上、高品質自給飼料の確保を図るため、コントラクター組織の構築検討	
181	Ⅳ	1	農業・農村の振興	農業・農村交流促進事業	経	継続	農務課	5経済部	令和4年度	C	都市と農村、市民と農業・地場農産物を結ぶ交流推進による農産物・加工品等の消費拡大の取組に対する助成	
184	Ⅳ	2	森林保全と林業の振興	民有林林業振興推進事業・私有林森林整備等事業		継続	耕地林務課	5経済部	令和4年度	A	民有林を対象とした造林事業への補助	
193	Ⅳ	3	商業の振興	創業支援・事業承継事業	経	継続	産業振興課	5経済部	令和4年度	A	起業意欲ある者への経営相談・財政支援を行い、新規創業へ誘導するとともに、後継者不足による廃業を避けるための支援体制を構築し、市内事業所数の維持及び第二創業による発展を目指す ※「創業支援事業」と「事業承継事業」を統合	
199	Ⅳ	4	工業の振興	企業立地促進事業	経	継続	産業振興課	5経済部	令和4年度	C	名寄市内に工場等又は旅館等を新設、移転又は増設する者に対し助成の措置又は課税の免除を行うことにより、名寄市における工業の開発及び企業の立地を促進し、名寄市の経済の発展と雇用機会の拡大を図る。また、企業誘致に向けた情報収集及び本市情報の発信を行い、企業誘致の促進を図る	○
220	Ⅴ	2	小中学校教育の充実	教育改善プロジェクト委員会推進事業	安	継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	全小中学校の教諭等で組織する教育改善プロジェクト委員会の取組を通して、教育活動等の改善充実を図る	
225	Ⅴ	2	小中学校教育の充実	心の教室相談員配置事業		継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	中学校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩み等を話せる環境を整え、不登校やいじめ等の問題の早期発見・早期解消を図る	
228	Ⅴ	2	小中学校教育の充実	地域学校協働活動の充実		継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	学校や地域の実態を踏まえて、コミュニティ・スクールを導入し、学校と保護者・地域住民が連携・協働して取り組む学校づくりを推進	
298	Ⅴ	2	小中学校教育の充実	学校における働き方改革推進事業		新規	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	学校教育職員の多忙化が解消されない中、全ての学校で教職員が授業や授業準備などに集中し、健康でいきいきとやりがいを持って、勤務しながら学校教育の質を高められる環境の構築	
304	Ⅴ	2	小中学校教育の充実	特別支援教育推進事業		継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	特別支援教育支援員の配置や名寄版「すくらむ」のアプリ化の検討	○
235	Ⅴ	3	高等学校教育の充実	名寄市高校生資格取得支援事業		継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	C	高校生が就職や進学に役立つ資格取得に対して、その受験料を助成	
286	Ⅴ	3	高等学校教育の充実	名寄産業高等学校入試受験者交通費等支援事業		継続	学校教育課	7教育部	令和4年度	D	産業高校の酪農科学科の定員確保の一環として事業を実施	
316	Ⅴ	3	高等学校教育の充実	名寄市内高等学校再編支援事業		新規	学校教育課	7教育部	令和4年度	A	令和5年度の高等学校の再編にあたり、名寄市内高等学校魅力化推進委員会を設置し、魅力ある高等学校として認められるような検討及び情報発信の実施	
237	Ⅴ	4	大学教育の充実	既存校舎等改修事業		継続	市立大学	9市立大学	令和4年度	B	市立大学校舎等施設の老朽化や学生、教職員の多様なニーズに対応するための、必要な施設改修	
239	Ⅴ	4	大学教育の充実	情報及び実習環境整備事業		継続	市立大学	9市立大学	令和4年度	B	市立大学学生の学習環境、学務業務及び学校PR等の充実を図るための、各種システム及びサーバ等情報システムの更新及び実習環境の整備	○
249	Ⅴ	5	生涯学習社会の形成	公民館分館事業		継続	生涯学習課	7教育部	令和4年度	C	名寄市公民館、風連公民館、智恵文公民館の各分館に交付金を支出し、各分館が自主的な活動を実施	○
274	Ⅴ	5	生涯学習社会の形成	公民館市民講座		継続	生涯学習課	7教育部	令和4年度	C	趣味・文化からまちづくりまで幅広く市民の学びの場を創出し、生涯学習活動の推進とまちづくりへの市民参加を推進	○

事業 番号	基本 目標	主要 施策	主要施策	事業名(個別事業名)	重点	担当部課	担当部	最終実施年度	1次	事業内容	R4 外部対象	R3でC・D
----------	----------	----------	------	------------	----	------	-----	--------	----	------	------------	--------